

議事概要別紙 (審議事項(4) マイナス金利に関する会計上の論点への対応について)

平成 28 年 1 月 29 日に、日本銀行は「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」を導入することを決定した。これを受けて、同年 2 月 16 日から、金融機関が保有する日本銀行当座預金のうち一定の部分に 0.1%のマイナス金利が適用されており、最近、円 LIBOR や国債の利回り等でもマイナス金利が観察されている。

これに関連して、当委員会に対して複数の会計上の論点について質問が寄せられている。これらのうち、本日は、退職給付債務の計算における割引率について議論が行われた。

論点の所在

退職給付債務の計算において国債の利回りを基礎として割引率を決定している場合で、国債の利回りがマイナスとなっているときに、割引率としてマイナスとなった利回りをそのまま用いるか、ゼロを下限とするかについて論点となっている。

会計基準の定め

- 企業会計基準第 26 号「退職給付に関する会計基準」(以下「退職給付会計基準」という。)第 20 項では、「退職給付債務の計算における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する。」とした上で、「割引率の基礎とする安全性の高い債券の利回りとは、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りをいう。」(退職給付会計基準(注 6))とされている。
- また、企業会計基準適用指針第 25 号「退職給付に関する会計基準の適用指針」(以下「退職給付適用指針」という。)第 24 項では、「退職給付債務等の計算(第 14 項から第 16 項参照)における割引率は、安全性の高い債券の利回りを基礎として決定する(会計基準第 20 項)が、この安全性の高い債券の利回りには、期末における国債、政府機関債及び優良社債の利回りが含まれる(会計基準(注 6))。優良社債には、例えば、複数の格付機関による直近の格付けがダブル A 格相当以上を得ている社債等が含まれる。」とされている。

検 討

- 退職給付債務の計算における割引率について国債の利回りを用いる場合に、マイナスの利回りをそのまま用いる論拠としては、次のようなものが聞かれる。
 - (1) 現行基準では、平成 20 年公表の企業会計基準第 19 号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正(その 3)」において、一定期間の利回りの変動を考慮して割引率を決定することができるとする取扱いを削除し、期末における市場利回りを基礎として決定される割引率を用いることとしており、その趣旨を踏まえると、マイナスであ

っても期末における利回りをそのまま用いるべきである¹。

- (2) 退職給付債務の計算における割引率について国債の利回りを用いる場合、当該割引率は、基本的には貨幣の時間価値を反映するものと考えられ、プラスの利回りとマイナスの利回りで区別する理由がない。
- (3) 退職給付債務は、期末における要支給額を計算するのではなく、退職給付見込額のうち期末までに発生していると認められる額を割り引いて計算したものであるため、期末において支給すべき金額以上の額が退職給付債務として測定されることもある。
- (4) 退職給付適用指針第 24 項では「割引率は、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映するものでなければならない。」とされており、割引率の決定の基礎となる国債の利回りについて一定の期間以下の利回りのみがマイナスとなる場合に、マイナス部分のみをゼロに補正することには合理性がない。
- (5) 退職給付債務の計算に用いる割引率は、必ずしも年金資産の収益率を反映するものではないが、年金資産の期末における公正な評価額には、通常、マイナス金利の影響が反映されると考えられるため、仮に退職給付債務の計算においてゼロを下限として補正した割引率を用いると、資産と負債の測定について整合しなくなる可能性がある。

- 退職給付債務の計算における割引率について国債の利回りを用いる場合に、ゼロを下限とした利回りを用いる論拠としては、次のようなものが聞かれる。
 - (1) 年金資産の運用において、運用する金融資産の利回りがマイナスになった場合、現金を保有し続けるか、利回りがプラスの他の金融資産で運用することになる可能性がある。このため、企業が従業員に支給する退職給付の額以上の債務を認識する必要はない。
 - (2) 将来キャッシュ・フローを「割り引く」計算において、マイナスの利回りを用いると「割り増す」こととなり、直観に反して違和感がある。
 - (3) システム上、マイナスの利回りを基礎とする割引率を用いて退職給付債務を計算するように設計されていない可能性がある。
- 上記のように、退職給付債務の計算における割引率について国債の利回りを用いる場合に、割引率としてマイナスとなった利回りをそのまま用いるか、ゼロを下限とすべき

¹ 退職給付会計基準第 65 項では、「一定期間の利回りの変動を考慮して決定される割引率が期末における市場利回りを基礎として決定される割引率よりも信頼性があると合理的に説明することは通常困難であると考えられることなどから、国際的な会計基準とのコンバージェンスを推進する観点も踏まえ、平成 20 年に公表した企業会計基準第 19 号「『退職給付に係る会計基準』の一部改正（その 3）」では、平成 10 年会計基準注解(注 6)の定め(注:「なお、割引率は、一定期間の利回りの変動を考慮して決定することができる。」との定め)についてなお書きを削除し、また、割引率は期末における利回りを基礎とすることを明示するよう改正をした。」とされている。

かについては様々な見解があるが、「退職給付債務の計算における割引率について国債の利回りを用いる場合に、マイナスの利回りをそのまま用いる論拠」の方が、現行の会計基準に関する過去の検討における趣旨とより整合的であると考えられる。

- ただし、本論点に対して当委員会としての見解を示すためには相応の審議が必要と考えられるほか、国際的にも退職給付会計において金利がマイナスになった場合の取扱いが示されていないことを踏まえると²³、現時点では、退職給付会計において金利がマイナスになった場合の取扱いについて当委員会の見解を示すことは難しいものと考えられる。
- また、本論点の取扱いが明確でないことから、ゼロを下限とした割引率を用いて決算準備作業をすでに進めている企業がある可能性があり、上記に記載したように「システム上、マイナスの利回りを基礎とする割引率を用いて退職給付債務を計算するように設計されていない可能性がある」ことから、平成 28 年 3 月決算についてはこうした企業に配慮すべきとの実務上の要請がある。
- 上記の諸点及び現時点においてマイナスとなっている利回りの幅を踏まえると、退職給付債務の計算における割引率について、平成 28 年 3 月決算においては、割引率として用いる利回りについて、マイナスとなっている利回りをそのまま利用する方法とゼロを下限とする方法のいずれの方法を用いても、現時点では妨げられないものと考えられる。

以 上

² 欧州においてマイナス金利が観察されている状況を受けて、IFRS 解釈指針委員会では、マイナス金利に関してこれまでに主に次の論点について議論が行われている。なお、当該議論の中に、退職給付債務の計算に用いられる割引率に関する論点は含まれていない。

(1) マイナス金利の状況における受取利息及び支払利息の包括利益計算書上の表示

(2) 組込デリバティブの区分に関するガイダンスの適用

³ IAS 第 19 号「従業員給付」第 83 項では、「退職後給付債務（積立てをするものとししないもの双方とも）の割引に使用する率は、報告期間の末日時点の優良社債の市場利回りを参照して決定しなければならない。そのような優良社債について厚みのある市場が存在しない通貨においては、当該通貨建の国債の（報告期間の末日における）市場利回りを使用しなければならない。」とされており、我が国とは状況が異なるものと考えられる。